

所沢環境市民の会 細則(案)

本細則は、規約に基づく本会の運営を円滑かつ効果的に行うために定める

第1条 入退会手続き

1. 入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載のうえ、入会金と当年の会費を添えて、事務局に提出するものとする
2. 会員の入会金は500円、年会費は500円とする
3. 小中学生、高校生、大学生は入会金・年会費を無料とする
4. 会員は、退会届を当会に提出し、任意に退会することができる

第2条 賛助会員

1. 賛助会員を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、入会金を添えて、事務局に提出するものとする
2. 入会金は1口(1000円)以上の口数とする
3. 賛助会員名は当会の広報紙等にて当会支援団体として公表する

第3条 総会の開催方法

1. 総会手続き
 - (1) 定期総会および臨時総会は、会員全員に対し、開催日14日以上前に告知する
 - (2) 告知する内容は、以下とする
 - ① 日時および場所
 - ② 開催目的、審議事項および議決事項
 - (3) 総会は、公開で行ない、傍聴を妨げない
 - (4) 総会終了後すみやかに次の事項を記載した議事録を作成するものとする
 - ① 日時および場所
 - ② 会員の現在数および出席者数(議決権行使書を含む)
 - ③ 開催目的、審議事項および議決事項
 - ④ 議事録署名人の選任およびその署名
 - (5) 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない
2. 設立総会の開催・運営について
 - (1) 設立総会に上程する議案を決議する準備会議を設置する
 - (2) 準備会議運営スタッフ会議はその議案の原案を作成する
 - (3) 準備会議運営スタッフ会議は以下のメンバーで構成される
2022年6月26日の集会までにすすんで準備会議に参加した8名

第4条 ワーキンググループ

1. 会員はいずれかのワーキンググループ(以下WGと記す)に入り、活動することができる

2. 複数のWGに参加することは可能とするが、ホームWGを明示する
3. 新たなWGの創設もできる
4. WGの組織
 - (1) WGは課題に対して議論をかさね、意見をまとめ、具体案に取りまとめる。市民としてできることについては実践をする
 - (2) 会議はグループリーダーが司会進行し、書記を置き、会議録を作成する
 - (3) 会計を置き、会場費、資料作成費、印刷費などをまとめて、運営スタッフ会計に請求する
5. 各WGの仮の課題（テーマ）
 - (1) 創エネのまちづくりWGの課題（テーマ）

「所沢において、再生可能エネルギーの活用をどのようにして普及させるか」
 - (2) 省エネのまちづくりWG課題（テーマ）

「所沢において、化石燃料エネルギーをどのようにして削減してゆくか」
 - (3) ごみゼロのまちづくりWG課題（テーマ）

「一般家庭と事業者から排出される、すべてのごみを資源化するために、市民のすること、事業者のすること、行政のすることを明らかにし、実践する」
 - (4) 緑と水を守り育てるまちづくりWG課題（テーマ）

「所沢において、今も残る里山を守り、活性化するために、市民のすること、行政のすることを明らかにし、市民のすることを実践する」
 - (5) 農業を守り育てるまちづくりWG課題（テーマ）

「所沢において、食料の自給率を高め、化石燃料をできるだけ使用せず、安全安心な農業をめざす」

第5条 運営スタッフの年度中の交代・増員及び役職の増設

1. 運営スタッフの都合で年度中に交代するときは、運営スタッフ会議で後任を選定し、会員にすみやかに報告するとともに、直近の臨時総会または定期総会で承認を得る
2. 運営スタッフの増員及び役職を増設する場合、運営スタッフ会議で審議・決定し、会員にすみやかに報告するとともに、直近の臨時総会または定期総会で承認を得る

第6条 細則の改定等

1. 本細則の改定は、運営スタッフ会議で決定し、速やかに会員に告知する
2. 本細則で定められていない事項については、運営スタッフ会議で協議の上、定める

附則 本細則は、初回のみ設立総会の承認を得て成立する

制定 2022年〇〇月〇〇日